新型コロナウィルス感染症対策〈継続〉のお願い

平素は別格のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、現在新型コロナウィルス感染予防対策として、家族様には面会の自粛にご協力をいただいており御礼申し上げます。5月14日には三重県で、25日にはすべての都道府県で非常事態宣言が解除されました。しかしながら宣言の解除後も東京や北九州市の特別養護老人ホームや医療機関でクラスター(集団発生)が確認され、コロナウィルス感染第二波への警戒が広がっています。

このように依然として感染のリスクが消えない中、介護施設においては2月24日に厚労省から出された通知「社会福祉施設等(入所施設・居住系サービスに限る。)における 感染拡大防止のための留意点について」は依然として継続されており、引き続きこの通知に沿って活動するように求められております。

このことから、ご家族の皆様におかれましても引き続き緊急やむを得ない場合を除き、面会自粛のご協力をお願いしたく存じます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた「三重県指針」において5月末までは、県境をまたぐ不要不急の移動の自粛、6月18日までは、特定警戒都道府県として最後まで残っていた5都道県について不要不急の移動の自粛要請があり、6月19日以降は特に制限はないが、全ての外出において、『新しい生活様式』を心掛けた行動のお願いとし、段階的に緩和を行うこととしています。当施設においても6月19日時点の状況を鑑みて自粛要請の緩和等を検討したいと考えています。

この間、施設としては利用者様のお元気に過ごされているご様子を写真や動画を使ってできる限りお伝えする事に努めたいと思います。

ご家族様にはご迷惑をおかけしますが、引き続きご理解とご協力をお願い申し上げます。

*なお、不測の事態の発生や国、管轄行政機関よりの追加の要請があった場合には改めてご連絡させていただきます。